

令和5年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和5年9月8日（金）

招 集 場 所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員
三島通政委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 大家保委員 尾坂宣雄委員
橋本慎一委員 高濱健委員

事 務 局 日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任、渡邊主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

- エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 農業委員地区分担の変更について
- カ 第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- （3）農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- （4）非農地現況証明について
- （5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- （6）農地転用現況確認書の交付について
- （7）公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- （8）その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第6回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号11番の高橋委員と議席番号12番の宅野委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る

前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請の議案について訂正をお願いいたします。4ページ26番について、譲受人耕作面積欄が空欄となっておりますが、こちらに0とご記入をお願いします。同じく譲渡人耕作面積欄の数字を0から3に訂正をお願いします。

事務局（石田主任）

続きまして、5条別紙2ページ目の56番の案件につきまして、同意状況の欄に隣接農地所有者の同意書の添付が無いと記載されておりますが、今週、隣接農地所有者からの同意書の提出がありましたので、同意書有りとの記載に訂正をお願いいたします。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号26の両三柳から番号30の両三柳について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。番号26番両三柳の議案について、両三柳の合同宿舎近くにある畑2筆、345平方メートルの農地をこの度合意され、圃場の横に居住され、以前から管理されていた譲受人に贈与されるものです。

番号27番新山の議案について説明いたします。新山橋近くにある田1筆、1,640平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号28番日原の議案について説明いたします。安養寺橋近くにあります畑1筆、327平方メートルの農地をこの度合意され、圃場の横に居住される譲受人と売買されるものです。

番号29番別所の議案について説明いたします。別所の選果場近くにあります田1筆、370平方メートルの農地を親子間で合意され売買されるものです。

番号30番の両三柳の議案について説明いたします。令和5年3月総会において審議させていただいておりますが、今一度概要を説明させていただきます。加茂中学校近くにあります田2筆、畑2筆、計2,984平方メートルの農地を譲受人がこの度合意され売買されるものです。申請書の内容をお伝えしたいと思います。新たに取得される農地については、枝豆、芋を耕作されると書いてあります。併せて農作業に従事される者については、ご本人と経験2年目の息子さんがこれから手伝いをされるということです。3月総会においては水田を持っているので本当に農業をしているのなら水稲共済はどうなっているのか、農業の細目書をちゃんと出しているのか、農業者の義務をちゃんとされているのかも一度確認して検証すべきだとのご意見があり審議を継続しておりました。行政書士を通じて農業共済及び細目書について相談しておりましたが、この度2点について回答がありましたので総会において審議をお願いするものです。概要について、農業共済については任意加入であることもあり未加入とのことです。細目書については、提示がありましたが農業委員会会長以外への公開はご遠慮していただきたいとのことで、会長のみで確認を行いました。以上が3月総会からの確認事項です。

3条許可案件は以上の5件となります。詳細は議案及び3条別紙のとおりです。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議をよろしくお願いいたします。

議長（角会長）

番号26の両三柳と番号30の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大縄推進委員

9月3日、泉委員と大縄と現地確認を行いました。許可については問題ないと思います。以上です。

議長（角会長）

番号27の新山と番号28の日原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

27番について、8月30日に福長推進委員と私と農業委員会事務局妹尾係長と現地確認を行いました。写真のとおり今は水稻が植わっており、売買が成立して、そのあと稲刈りをされ、その後、畑としてソバを作る予定です。許可については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。28番については、同じく8月30日に同メンバーで現地確認を行いました。今は草刈りがしてありますが、見た時は草が高く繁っていました。その後、売買が成立しましたら自家用野菜を作る予定にされています。許可については問題ないと思われますよろしくお願いします。

議長（角会長）

番号29の別所について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田子農業委員

29番の議案について補足いたします。現地調査は9月6日に私と大塚推進委員、申請者の息子さんとの3名で行いました。場所は別所選果場近くの県道沿いです。370平方メートルの小さな区画です。譲受人は申請者の息子さんで、譲渡人の息子さんとは兄弟で、実

家にそれぞれ農機具を揃えておられ、畑作物を耕作し管理すると合意されて今回の申請となりました。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

関本農業委員

30番以外を先に審議して結論を出してから、30番について質問したいが、いかがでしょうか。

議長（角会長）

そうしますと先に30番以外を採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、30番について審議したいと思います。

関本農業委員

お尋ねしますが、営農計画書についてはどのような回答がありましたか。

事務局（妹尾係長）

事務局からお答えします。営農計画書については、農業をされていることを確認するために提出をお願いしていましたところ、提出いただいております。ただし、こちらの内容の確認は会長のみの確認でお願いしたいと言われておりました。

関本農業委員

いろいろな営農計画書がありますが、営農計画細目書等々があるのですか。

事務局（妹尾係長）

「令和5年度水稻共済変更届出書兼営農計画書兼経営所得安定対策の交付金に関わる作付面積確認依頼書」という標題の文書の提出を受けています。

関本農業委員

何の作物を作っているのか書いてあるわけですね。

事務局（妹尾係長）

書いてあります。

関本農業委員

もう一点質問します。この方は農地を全部で136アールを持っておられるようですが、地図に安倍の農地が載っていませんが管理はどうなっていますか。先日、現地を確認したところ耕作した形跡がないようです。車尾にも購入された田が3枚あって2枚は転用されたのですが、残りの1枚の現状はどうなっていますか。

事務局（妹尾係長）

車尾については、水が来なくなったので田としては利用されていませんが、綺麗に保全されていることを確認しています。安倍は草が生えている状態にはなっています。

関本農業委員

その他の農地はどなたが耕作されているのですか。

事務局（妹尾係長）

ご本人が耕作されているかは確認していませんが、農地として活用されているということについては確認しています。

関本農業委員

ご本人は何日農業をされているのですか。農地を本人がどれくらい農業をされているかが大切。今持っている農地をどのように耕作するかしないのか、ただ草刈りをしているだけとかは本人の自由ですが、3条許可により本人が新しい農地を取得する場合は全く変わってくると思います。今持っている農地を、農地として利用されていることが前提となるわけです。ただ農地を耕作している、綺麗にしているということでは3条の許可要件を満たすことにはならないと思います。米子市農業委員会のホームページには、「許可の要件について、

農地の権利移動の許可は不耕作目的や投機目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用できる方が、農地の権利を取得できるように誘導することを目的としています。」と書かれています。農作業常時従事要件について、「農地の権利を得ようとする人、又はその世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合は許可できません」とあります。所有する土地について本人がどれだけ関与しているかが問題です。ただ耕作しているだけでは要件を満たさないと考えます。全部効率利用要件についても書いてあります。「農地の権利を取得しようとする人、又はその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地の全てについて、農業経営状況や通作距離などから効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合」とあります。この方は淀江に住んでおられますが、対象地は両三柳であり、安倍や車尾にも農地を持っておられます。車尾は1年以内に売却されました。農地を農地として計画されるのなら何も問題ありません。営農計画書の内容について、どの土地をどのように利用するか、何を作るのかその明細を知りたいだけで、どの土地を持っているか知りたい訳ではないです。委員の研修会資料にもこのように計画しなさいと書いてあります。この土地はどのように利用する、何を作る、要はそのような内容を確認したかったところです。本人が実際に150日農業をされているのならわかりますが、私は米子市のホームページ書かれている許可の要件には当てはまらないと考えます。

中本農業委員

営農計画書について見てもらえばすっきりすると思うのですが、やはり確認することはできないでしょうか。

能登路農業委員

水稻共済変更届出書兼営農計画書兼経営所得安定対策の交付金に関わる作付面積確認依頼書は再生協と県の水稲共済が持っています。そこが見せても良いとのことであれば問題ないと思いますが、個人情報なので公表しないでほしいとのことでは会長だけが確認されたとのことですが、再生協と県の水稲共済が個人情報なので見せてはいけないとのことであれば確認できないと思います。

高橋農業委員

見せてはいけないということであれば何を審議したらよいのでしょうか。そうするとこの会議は成立しないということになるのではないのでしょうか。個人情報優先されるかもしれませんが、皆さんが知りたい情報が確認できなければ成立しないというのが私の意見です。

議長（角会長）

私の意見を補足させていただきます。営農計画書を見せていただきましたが、本人も150日、田畑を見に行っているとのこと。90日以上見に行っているとのことであれば農家ということになりますので、関本委員の言われることもわかりますが、農業委員会として本人が農業をしていないと判断することは難しいと思います。皆さんに判断をお願いしたいと思います。

高橋農業委員

事務局に伺いますが、農地法3条の不許可について、申請人もしくはその家族等が常時農業に従事しているかどうか、目安は年間150日以上従事していないといけないと不許可にできるという条件があると思います。また、明らかに投機目的、転売目的の場合も当然不許可の要件になります。それから地域の農業の一体性を阻害する場合、淀江在住の方が両三柳に農地を買って本人が本当に耕作するのか疑念がありますがそのあたりが問題となると思います。それから、保有する農地全部が耕作管理されていることが最低条件というような不認可となる3条規定の項目があると思いますが、事務局としてはこれらを全てクリアしているということで受理したという理解でよろしいですね。

事務局（日浦局長）

提出のあった申請書について問題ないということからを受理し、議案にあげているものです。ただし、実際に採決を取られるのは委員の皆様ということになります。

高橋農業委員

下限面積も撤廃され、誰でも農地を3条取得できるようになっていますが、自営業者が疑念を持たれる案件も散見されるのも事実です。ただ疑念だけをもって不許可となると訴訟リスクが高まってくると思います。法的根拠を持って耐えうることもできるのか心配なところですね。疑念がある案件は農地が耕作されているのか地元の委員と事務局が一体となって管理して見ていくことが必要だと思います。他の用途に使用されていたり、長年放置されていたり、第三者に貸与されていたりする場合は、農業委員会から指導、是正勧告する必要があると考えます。悪質なケースは、3条許可を取り消すことも農地法上可能なわけです。そのような対応をしていくということでこの案件は取り扱っていくべきだと思います。

関本農業委員

事務局としては書類が揃った申請の提出があれば受けざるをえないと思います。もちろん内容は委員が審査しますが、一番問題なのは本人が今持っている農地をきちんと維持管理していて、新しい農地もきちんと管理していくかどうか重要だと思います。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

11人の賛成ということで、許可と決定します。ただし申請者に対しては審議に際して不満もあったことを添えて許可したいと思います。

能登路委員

よろしいでしょうか。やはり買われる方に対して年に一回でも写真等を提出してもらって実際に耕作していることを確認できるような指導をしていただきたいと思います。

議長（角会長）

許可を出すけれども後々の確認をするという指示をして、新しく立ち上げる農地部会もありますが、その後のフォローができる委員会が必要ではないかと思っています。

中本農業委員

3条許可について、会長のみ計画書を確認する案件もありましたが、一つ間違えば訴訟リスクもありますので、事務局も最新の注意をしなければならないし、我々委員もそれを持って審議していかなければならない一つの良い例になったかと思っています。

関本農業委員

また同様な申請があった場合は、皆さんもよく検証していただきたいと思います。

議長（角会長）

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ、番号54、55の彦名町について一括して審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

54番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、機械置場・代替駐車場を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和6年4月30日までです。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、終了後は機械等を撤去します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人所有の農地のみです。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて55番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、祖父の土地を借りて一般住宅を計画したものです。造成計画は、最高10センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック2段を設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人所有の農地のみです。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号56の東福原4丁目を審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大田推進委員

５６番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。９月５日に現地確認を行いました。被害防除計画ですが、草刈り後、転圧・整地し、隣地から約１メートルの緩衝地を設けてフェンス１．２メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、地役権者の同意、隣接農地の同意、同意米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地で、第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号５７の淀江町佐陀から７ページ、番号５８の淀江町今津について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高濱推進委員

５７番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件付売買予定地を計画したものです。９月２日に中本委員と現地確認を行いました。成計画について、３９～４８センチメートルの盛土造

成を行います。擁壁として、既存のコンクリートブロック壁、L型擁壁を利用します。雨水の排水は、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅用、公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

橋本推進委員

58番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。9月2日に中本委員と現地確認を行いました。造成計画について、20～30センチメートルの切土、50～95センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、東側に高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段、西側、南側に高さ110～140センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水は、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地は譲渡人の農地のみです。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅用、公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。親子で贈与するというもので、転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

岩佐農業委員

57番について、建築条件付き売買というのはどのような条件でしょうか。

事務局（石田主任）

通常の農地転用について、転用事業者が住宅等の土地の造成のみを行う許可申請は認めてられておりません。従来、転用事業者が建てる前は建売住宅としてしか認められていなかったところですが、平成31年から一定の要件を満たした場合は転用事業者が土地の造成のみを行って土地を販売し、土地購入者が住宅を建築する転用事業の取扱いが可能となりました。この事業のことを建築条件付き売買予定地と呼んでいます。その際の要件について、農地転用事業者と土地購入者との間で土地の売買契約が結ばれた3カ月以内に住宅の建築請負契約を締結することというのが1つ目の条件となります。仮に3か月以内に建築請負契約を締結しなければ土地の売買契約を解除することというのが要件となります。土地の転用事業者が造成のみすることは通常認められていませんので、売れなかった区画については、転用事業者が住宅を建てることとなっております。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、8ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、所有権移転各筆明細について、11ページ番号9－1から12ページ番号9－6までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。11ページ番号9－1から番号9－5は再設定です。12ページ番号9－6は新規設定です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、１４ページ、議案第４号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき意見を求めます。それでは、１５ページ番号１から１９ページ番号２６までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

１５ページ番号１から１９ページ番号２６は、近隣圃場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、２２ページ、議案第５号をお願いします。

淀江町農業委員地区分担の変更（案）について、審議を求めます。事務局から説明してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

２３ページをご覧ください。７月の第１回臨時総会で決定いただいた地区分担ですが、淀江の地区を中本職務代理が一人で担当することになっておりました。その後、大高地区の農業委員さんで協議され淀江の３地区を議案のとおり変更したいという意見が出されましたのでご審議をお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

能登路農業委員

他の地元委員さんもお承知ということでよいでしょうか。どのような経緯で分担されることになったのでしょうか。

議長（角会長）

淀江地区を一人で担当するというのは業務過大ということで分担してほしいとの意見が中本委員さんからありましたので分担を検討いたしました。

事務局（日浦局長）

エリアにつきましては、淀江と大高が近いということで関本委員を含め地区の委員さんには承諾をいただいております。

能登路農業委員

そうだとすれば7月の臨時総会で決めておけばよかったと思います。

議長（角会長）

その通りですが、7月時点ではまだ始まっておらず、実際に始まってみてわかったというところがあります。

能登路農業委員

わかりました。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、変更案のとおり変更します。

続いて、24ページ、議案第6号をお願いします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見照会に対する回答について、別添のとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見照会があり回答したいので、審議を求めます。

それでは、別添資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について審議します。農林課から説明してください。

農林課（赤井局長）

農林課の課長をしております赤井と申します。先ほど事務局から説明がありましたが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について審議をお願いします。担当します山内から説明させていただきます。

農林課（山内課長補佐）

農林課の山内と申します。変更点のご説明の前に、現在の見直しの状況については、法令に基づく意見照会ということで農業委員会にお諮りしていますが、同時にＪＡ鳥取県西部にも同じ法令に基づく意見照会をしております。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について説明させていただきます。資料の概要書に記載しておりますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正がありまして、令和５年４月１日に施工され、それに伴い令和５年５月１２日に鳥取県農業経営基盤強化促進方針の変更がありました。この２点の変更に伴い、各市町村が定めている基本構想を変更するものでございます。本市において今後の農業構造を見据え、概ね５年毎に改正され更新されます。今回の改正の主な内容は、地域計画の策定が法定化され設置方法や地域計画の区域の基準等を追記するとともに、語句の修正及び整理を行う軽微な変更です。今後、前回の令和３年の３月改正から５年後の令和８年３月に変更予定となっております。

主な見直しの内容について説明します。構想案を見てください。２０ページ、農業を担う者の確保及び育成に関する事項について概要を説明します。大きく４つのテーマが新設されました。初めの農業を担う者の確保及び育成の考え方についてですが、本市の特産であります白ネギ、ブロッコリーをはじめ様々な農作物を安定的に生産し、本市農業の発展につながる効率的、安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応する人材の確保・育成に取り組むといった内容となります。認定農業者制度、認定新規就農者制度の各種支援制度を活用するとともに、県、農業協同組合等と連携して、研修・指導及び相談対応を幅広く取り組むこととしています。また、新たに農業経営を目指す就農を促進するための情報提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などもサポートし、認定新規就農者から認定

農業者への移行に向けた経営発展のための支援策等を関係機関と連携を図りながら進めてまいります。さらに、農業従事者の安定確保を図る為、農業従事の対応等の改善、家族経営協定の締結による就業制や高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組んでまいりたいと考えております。以上が一つ目の項目となります。

次に市町村が取り組む項目となります。新たに農業経営を取り組もうとする認定新規就農者の方などを県及び農業協同組合等の関係機関と連携して、様々な支援や資金調達等をサポートする相談体制等の整備を明文化し、最終的には、青年等の就農計画が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者になっていただきたいと考えております。

次に3番目ですが、関係機関の連携、役割分担の考え方につきまして、市は様々な関係機関に働きかけを行い、農業に従事する方のサポート体制や役割分担を定めようとするものです。内容は、1つ目として、農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、農家の支援と農地の番人としての農地相談、情報提供、農地等の紹介等を定めるものです。2つ目は、農業を担う者が孤立しない地域の雰囲気作りやコミュニティー作りの支援を関係機関と連携して行うものです。

最後の項目は、就農等の希望者のマッチング及び担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について、農業委員会、農業協同組合と連携して作付け品目毎の就農受け入れ体制、研修内容、就農後の農業経営、収入、生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県等の関係機関に情報提供し、農業を担う者の確保のための方策を県等の関係機関に対して情報提供を行います。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者に農地を円滑に移譲できるよう農地中間管理機構、農業委員会と協力して必要なサポートを行うこととしています。以上が、農業を担う者の確保及び育成に関する事項についての説明となります。

次に、概要書の農業経営基盤強化促進事業に関する事項について説明します。まず、地域計画の策定が法定化されたことについて説明させていただきます。国は今回の改正により、市町村に対して地域計画の策定を令和7年3月までに策定するように義務付けを行いました。本市における策定方法については、大きく4つに項目に分類されまして、一つは地域計画推進事業の新設があり、農業者による協議の場の設置、地域計画の区域の基準、地域計画の達成に資するための事項などを構想案に表記しております。内容について概要を説明しますと、協議の場の設置方法の詳細は、開催時期、参加者、相談窓口等の詳細を記載しています。開催時期は、地元の農業者の方と相談することは勿論のこと、農繁期を除いて開催していきたいと思っております。開催にあたり、幅広い人材を確保するため、市報掲載、インターネットの利用、農業関係の集まりなどを積極的に活用して周知を図りたいと思っております。参加者は、農業者、市、農業委員、農業組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、及びその他関係者とし、農業委員会事務局の協力のもと、将来の農用地の目標地図を加えて、目指す農地利用の姿

を明確化し、農地の集積集約化を推進したいと思います。また、協議事項の対応窓口としまして、農林課に窓口を設置してまいりたいと思います。地域計画の区域の基準については、これまで本市で人農地プランの実施が行われた区域が11地区あり、農林課のホームページで公表しています。その地区名は、皆生地区、彦名干拓地区、富益地区、尚徳地区、五千石地区、大高地区、県地区、巖地区、春日地区、大和地区、淀江地区になります。その基準として、農業振興地区の農用地を含む形で設定し、農業用地として利用が見込めない地域については、関係機関等の協力を仰ぎながら活性化計画を作成し、総合的な利用を図りながら農用地の活性を図ります。その他、地域計画の達成に資する事業に関する事項については、県、農業委員会をはじめ、関係機関の協力を得ながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定が実施されているかを確認します。また、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、積極的な取組を行い、農地の集積集約化を努めたいと考えております。今後、米子市の地域計画の策定について、案として、公民館のある市内29地区のうち、市街化地区を除いた19地区を策定地区として定め、人農地プランを実施した11地区に開催時期を伺ったうえで参加者の農業者、市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、及びその他関係者と連携し、地域においての地域座談会を順次、開催していきたいと考えております。また、実施化が行われていない地区については、市、農業委員会事務局、県等の協力を得ながら、10アール以上の土地をお持ちの農家の皆様にアンケート調査を行い、集計結果をまとめて地域計画の策定を進めてまいりたいと思います。お集りの農業委員、推進委員の皆様におかれましては、地域計画の策定において、地域の橋渡しの助言者として参画をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

概要書の今後の予定に関して、9月12日までに農業委員会、JA鳥取県西部から意見結果をお聞きし、県庁の経営支援課から同意をいただく流れとなります。次回の見直しの流れについては、食料農業農村基本計画の見直しが予定されており、令和8年3月に大きな変更が予定されております。またその時には、農業委員、推進委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。私からの概略の説明は以上となります。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

尾坂推進委員

地域計画の区域の基準について、大高の岡成地区などは基盤整備もされておらずイノシシが出没するような農用地が多くなっていますが、維持するが困難な農用地については活性化計画を作成して農地の保全等を図るとありますが、具体的にはどのように考えておられますか。

農林課（山内課長補佐）

耕作放棄され有害な状況であれば、関係機関と連携して地元が中心となって境界の草刈りによる保全等を前向きに行っていただくような計画を関係機関と協議を進めていきたいと考えています。

尾坂推進委員

後継者がいない状況で農地を耕作する人も少なく、この先の農業の見込が考えにくい地域についても今後どのように進めていくかを考えていただきたいと思います。

関本農業委員

相談対応について、担い手が困った時にワンステップで相談できる窓口が必要ではないかと考えているのですが、現時点で実際に米子市に窓口がありますでしょうか。

農林課（山内課長補佐）

現時点では農林課一つでは対応できていないというのが現実です。様々な関係機関と連携しながら、5年先、10年先の農業構造を見据えて相談対応にあたりたいと考えております。なかなかワンステップ、1カ所で農業者の困りごとに対応することは難しいですが、農林課で案内役としての役目ができたらと考えております。

公本推進委員

この案は果たして農業者のものかどうかと疑問に思います。現状とこの案があまりにもかけ離れていると思います。若者でなくても、60才を過ぎてからでも農業ができるように、例えば、順々に地域に農業機械を揃えて機械センターを設置するような予算を作ってもらえば10年後は米子市中、高価な農機具を買わなくても農業ができるというような現実にあったような構造を作っていくべきではないかと思います。国の方針ではあるかもしれませんが、もう少し米子市の現実に沿った方針を考えていただきたいと思います。

農林課（赤井局長）

これから策定していく地域計画の中で、皆さんと共に今後の農業のあり方、新しい担い手等々についてもお話をさせてもらって、新しい地域計画を作っていきたいと思いますので皆様のご協力をお願いいたします。

能登路農業委員

今後の予定ですが、今回の案が県で決定された後、内容について今後どのように取り組んでいくか議論する機会はないでしょうか。地域計画の策定には協議の場を設置するというのがありますので、その中で協議をしていく必要があるのではないのでしょうか。

農林課（山内課長補佐）

今回、人農地プランが地域計画の策定という大きな項目に変わりました。令和7年3月までに地域計画を策定することが法的に義務付けられましたので、市としても農業委員・推進委員の皆さんの協力をいただきながら地元にお伺いし、地域計画の策定を順次進めていきたいと考えております。地元の公民館を活用させていただいて意見を聴取し、様々な地域の実情に見合った計画にしないといけないと考えております。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

26ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

27ページから28ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

次に、29ページから30ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、31ページの非農地現況証明について、6件を証明しています。

次に、32ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、33ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、34ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、5件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

10月10日（火）市役所 本庁舎401会議室におきまして、10月定例総会を開催予定としております。

次に、9月の農地相談会予定ですが、9月19日（火）午後2時から大篠津公民館、9月21日（木）午後2時から福生東公民館で開催予定としております。

次に、9月分の活動実績報告書ですが、10月5日（木）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

私からは以上です。

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時40分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（角会長）

議事録署名委員

議事録署名委員